別表第１　補助対象設備の規格

各補助対象設備の規格は、電波法又は電気通信事業法及び両法律の関係規則に準拠するものであって、次に掲げる設備が一体となって構成されるものであること。ただし、電気通信回線設備の応急復旧に必要がないと認められる設備については、これを除くことができる。

第１　車載型基地局の規格

(1) 携帯電話基地局（電源設備を含む。）

(2) (1)の運用に必要なバックホール回線設備（無線通信を行うもの）

(3) (1)及び(2)を備え付けた車両（緊急自動車として承認が得られるものであること。）

第２　可搬型基地局の規格

(1) 持ち運びが可能な携帯電話基地局（電源設備を含む。）

(2) バックホール回線設備（無線通信を行うもの）

(3) (1)及び(2)を運搬可能な車両（緊急自動車として承認が得られるものであること。）又は(1)が設置された無人航空機

第３　移動電源車の規格

(1) 携帯電話基地局又は通信ビルの運用に必要な電力を供給する発動発電機

(2) (1)を備え付けた車両（緊急自動車として承認が得られるものであること。）

第４　可搬型発電機の規格

(1) 基地局又は通信ビルの運用に必要な電力を供給する可搬型の発動発電機

(2) 給油タンク

(3) (1)及び(2)を運搬可能な車両（緊急自動車として承認が得られるものであること。）

　第５　衛星エントランス回線機器の規格

(1) 携帯電話基地局の運用に必要なバックホール回線又は通信ビル間の伝送路を構築可能な可搬型地球局（電源設備を含む。）

様式第１号（第８条第１項関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

総務大臣　　　殿

法人の住所、名称及びその代表者の氏名

　　　　年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付申請書

　　　　　年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第５条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の目的

２　交付を受けようとする補助金の額（注１）　　金 　　　，　　　千円

　　（注１）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること｡

　　　　　補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

３　補助事業の概要（別紙１）

４　添付資料

(1)　事業に要する経費の見積書

(2)　補助対象設備の概要書

(3) 都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備を設置していることを示す資料

(4) 申請時点の補助対象設備の保有台数（地域別）

(5） 整備対象地域及び整備計画

別紙１

補助事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 |  |
| 完了予定日 |  |

（千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金申請額（事業費×補助率） | | | 事 業 費 | | | |
| 合計 | | 設備取得費用 | 台数 |
| 経費区分 | 例　車載型基地局整備費用 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　　計 |  |  |  | | |

|  |
| --- |
| 備考 |

様式第２号（第９条第１項関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

法人の名称及び　　　殿

その代表者の氏名

　 総務大臣 印（注）

　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付決定通知書

　　 年 月 日付け 第　 号で申請のあった　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第６条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第８条の規定により通知する。

　　（注）公印を省略する場合は、文書上部中央に「（公印・契印省略）」と記載する。

記

１ 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

□　申請書に記載されたとおりとする。

□　一部修正の上、別紙１のとおりとする。

２ 補助金の交付決定額は、 金 ， 千円とする。

３ 内訳は次のとおりとする。

　 （千円）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 交付決定額 |
| 例　車載型基地局整備費用 |  |
|  |  |
| 合　　　計 |  |

４ 補助金の交付の条件は、別紙２のとおりとする。

別紙１

補助事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 |  |
| 完了予定日 |  |

（千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金決定額  （事業費×補助率） | | | 事 業 費 | | | |
| 合計 | | 機材取得費用 | 台数 |
| 経費区分 | 例　車載型基地局整備費用 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　　計 |  |  |  | | |

|  |
| --- |
| 備考 |

別紙２

(1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第６号）に従わなければならない。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１か月を経過した日又は翌会計年度の４月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

(8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

(9) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（第20条第１項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

(10) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(11) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(12) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

様式第３号（第11条第１項関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び

その代表者の氏名

　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助事業の変更承認申請書

　　 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助事業の一部を変更する必要があるので、情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱第11条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１ 変更事項及びその内容

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更事項 | | 変更前 | 変更後 |
| 内容 |  |  |  |
| 経費の配分 | 例　車載型基地局整備費用 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

２ 変更を必要とする理由

３ 変更が補助事業に及ぼす影響

４　添付書類

　　補助事業の対象となる事業の概要（添付書類　様式第１号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

５ 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

　交付を受けようとする補助金の額　　金　　　　， 千円

　補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

様式第４号（第11条第３項関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

法人の名称及び　　　殿

その代表者の氏名

　 総務大臣 印（注）

　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付決定変更通知書

　　 年 月 日付け 第　 号で申請のあった　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第１項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第４項の規定に基づき通知する。

　　（注）公印を省略する場合は、文書上部中央に「（公印・契印省略）」と記載する。

記

１ 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

□　変更承認申請書に記載されたとおりとする。

□　一部修正の上、別紙１のとおりとする。

２ 補助金の交付決定額は、 金 ， 千円とする。

　　（本変更承認前の交付決定額は、　　金　　，　　　　千円）

３ 内訳は次のとおりとする。

　 　　　　　　　　　　　　　　（千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 変更承認前の配分額 | 変更承認後の配分額 |
| 例　車載型基地局等 |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

４ 補助金の交付の条件は、別紙２のとおりとする。

別紙１

補助事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 |  |
| 完了予定日 |  |

（千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金決定額  （事業費×補助率） | | | 事 業 費 | | | |
| 合計 | | 設備取得費用 | 台数 |
| 経費区分 | 例　車載型基地局整備費用 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　　計 |  |  |  | | |

|  |
| --- |
| 備考 |

別紙２

(1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第６号）に従わなければならない。

(2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１か月を経過した日又は翌会計年度の４月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(7) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

(8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

(9) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（(10)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（第20条第１項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

(10) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(11) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(12) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

様式第５号（第11条第４項関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び

その代表者の氏名

　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

　　 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助事業を中止（廃止）したいので、情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱第11条第４項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１ 事業を中止（廃止）する理由

２ 経費の支出額内訳

（千円/台）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 既整備額/台数 | 未整備額/台数 | 合計 |
| 例　車載型基地局等 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |

３ 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

様式第６号（第12条関係）

番 　　 号

年 月 　 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び

その代表者の氏名

　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助事業事故報告書

　　 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった　　　　年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

１ 事故の内容及びその原因

２ 対策事業の現在の進捗状況

３ 現在までに要した経費

４ 事故に対してとった措置

５ 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第７号（第13条関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び

その代表者の氏名

　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助事業状況報告書

　　 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

記

１　交付決定額の進捗状況

（千円/台）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 交付決定額/台数  （A） | 実績額/台数  （B） | 進捗率  （B/A）% | 差額  （A-N） | 実績見込額 |
| 例　車載型基地局等 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |  |

２　補助事業の遂行状況

　　補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

様式第８号（第14条第１項関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び

その代表者の氏名

　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助事業（年度終了）実績報告書

　　 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、　　　　年度における実績について、情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱第14条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１ 補助事業の実施状況

　　　　　　　　　　　　　　（千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 交付決定年月日  補助金交付額 | 概算払金額  （累計） | 補助金交付  実績額 |
| 国庫補助金 |  |  |  |

２ 事業の実施状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 収　　入 | | | | |
| 補　助　金 | | 交付決定年月日  交付決定額 | 概算払年月日  概算払金額 | 精算払年月日  精算払金額 |
|  |  |  |
| 補助事業者の負担額 | | 予　算　額 |  | 実　績　額 |
|  | 借　入　金 |  |  |  |
| 事業者等の負担金 |  |  |
| 自　己　資　金 |  |  |
| その他（　　）（注） |  |  |
| 小　　　計 |  |  |
| 合　　　計 | |  |  |

（注）財源の内容を記入する。

（円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支　　出 | | |
| 経費区分 | 予　算　額 | 実績額（支出額合計） |
| 例　車載型基地局整備費用 |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

４　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

　　交付を受けようとする補助金の額　　金　　　　，　　　千円

　　補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

５ 添付書類

(1) 設備整備代金等の請求書又は同領収書の写し

(2) 当該設備等の完成写真

(3) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類様式第９号（第15条第１項関係）

番 号

年 月 日

法人の名称及びその　　　　　　　殿

代表者の氏名

　 総務大臣 印

　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

１ 補助金の確定額は、 金 ， 千円とする。

２ 内訳は次のとおりとする。

（千円）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 交付確定額 |
| 例　車載型基地局整備費用 |  |
|  |  |
| 合　　　計 |  |

様式第10号（第16条第２項関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及びその

代表者の氏名

　　 年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金精算払請求書

　　 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった　　　　年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助金の精算払を受けたいので、情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱第16条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１ 請求金額 金 ， 千円也

２ 内 訳

　（千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 交付決定額 | 確定額 |
| 例　車載型基地局整備費用 |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

様式第11号（第18条第１項関係）

番 号

年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及びその

代表者の氏名

　　 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

　情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱第18条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金額（交付要綱第15条による額の確定額）　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第20条第１項、第21条、第22条第1項関係）

番　　　　　　　号

　　年　　月　　日

総務大臣　殿

法人の住所、名称及びその

代表者の氏名

　　　　年度情報通信拠点機能強化支援事業費補助事業に係る財産処分承認書

　　　　　年度において、情報通信拠点機能強化支援事業費補助事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり

記

１　処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

２　処分の理由

３　取得財産の概要

　(1) 設備の名称

　(2) 設備の設置者（事業主体）の名称

　(3) 設備の所在地

４　処分の概要

　(1) 処分しようとする相手方

　(2) 処分しようとする財産の範囲

　　 （処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

　(3) 処分の期間

　(4) 処分の条件

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。）